

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第89号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第125号及び第127号）

(1) 諮問案件第125号に係る請求対象文書（以下「本件請求文書1」という。）

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における御影大橋地点の必要流量計算に用いる河床の勾配を計画勾配とせず、現況の勾配を採用している根拠に関する文書

(2) 諮問案件第127号に係る請求対象文書（以下「本件請求文書2」という。）

本件報告書における大豆田大橋下流地点の必要流量計算に用いる河床の勾配を計画勾配とせず、現況の勾配を採用している根拠に関する文書

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- | | |
|----------------------|--------------------|
| (1) H19. 4. 2 公開請求 | (4) H19. 11. 21 諮問 |
| (2) H19. 5. 7 不存在決定 | (5) H22. 11. 1 答申 |
| (3) H19. 6. 15 異議申立て | |

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第11条 第2項 (不存在)	<p>本件請求文書1及び2は、いずれも本件報告書において、特定地点における必要流量を検討する時に用いる河床の勾配について、特定地点を含む区間の計画勾配を使用せず、現況の勾配を使用したことの根拠に関する文書の公開を請求するものである。</p> <p>これに対し、実施機関は、河川整備の実施にあたっては、環境面への配慮が必要であり、現状の河川の瀬等が生物の良好な生息の場を形成していることから、現況の平面形状を尊重するものとし、また、渇水時の流れは局所的な河川の形状に大きく左右されることから、河川管理においても、現状の瀬等を保全して、現況の形状を尊重する必要があるため、河川の正常流量の維持に必要な流量の算定にあたって、現況の河床勾配を採用したと説明している。</p> <p>実施機関が、このような考え方にに基づき本件報告書を業務委託したとしていることから、本件公開請求について、公文書は存在しないとして不存在決定を行ったことは、特段不自然、不合理ではない。</p>

5 審議経緯 審査回数 5回

(別 紙)
答申第89号

答 申 書

平成22年11月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成19年4月2日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

(1) 諮問案件第125号に係る公開請求文書（以下「本件請求文書1」という。）

平成15年度犀川総合開発事業（辰巳ダム建設）犀川水系河川整備計画検討業務委託報告書（以下「本件報告書」という。）における御影大橋地点の必要流量計算に用いる河床の勾配を計画勾配とせず、現況の勾配を採用している根拠に関する文書

(2) 諮問案件第127号に係る公開請求文書（以下「本件請求文書2」という。）

本件報告書における大豆田大橋下流地点の必要流量計算に用いる河床の勾配を計画勾配とせず、現況の勾配を採用している根拠に関する文書

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求について、平成19年4月16日に、条例第12条第2項に基づき公開決定等の期限を20日間延長することとして異議申立人に通知し、平成19年5月7日に公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して異議申立人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

渇水時の流れは局所的な河川の形状に大きく左右されるため現況の河床勾配を採用したものであり、理由となる公文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成19年6月15日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成19年11月21日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

5 諮問案件の併合

諮問案件第125号及び諮問案件第127号は、いずれも本件報告書において、別個の特定地点での必要流量計算に用いる河床の勾配について、計画勾配を採用せず、現況の勾

配を使用して計算を行ったことの根拠に関する文書の不存在決定に対して提起されたものであるから、当審査会は、一括して審議し、答申することとした。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、請求内容に対応する文書の公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

河川維持に係る必要流量は、河川整備計画上の河川改修が完成した時点を想定して計算されるものである。

実施機関は、「渇水時の流れは、局所的な河川の形状に大きく左右されるため現況の河床勾配を採用した」としているが、降雨や出水の度に変わる現況の河床勾配を採用しているのであれば、毎年、流量は変化し、ダム完成後に現況の河床勾配が維持される保証は全くない。一方、計画河床勾配を採用すれば、維持管理工事により計画勾配が維持されることになる。

よって、河川整備計画において、現況の河床勾配を採用することは不適切であるので、これを採用する根拠を公開請求したものである。

本件公開請求に係る箇所については、次のような理由から、特に現況河床勾配を使用することは不適當である。

(1) 本件請求文書1に係る箇所について

御影大橋下流側は、西日本旅客鉄道株式会社の犀川橋梁下流に設置された鋼矢板による床固めにより、現況河床勾配が計画河床勾配に比べ緩やかになっている区間で、犀川で最も流下能力が低く、早急に改修が必要な区間でもある。したがって、改修後の河床勾配は、計画勾配の1/250(ママ)となるものであり、現況の1/500となるはずはない。

(2) 本件請求文書2に係る箇所について

大豆田大橋下流側は、今後、河川改修が計画されている区域であり、必要流量計算に用いる河床の勾配を計画勾配の1/440ではなく、現況勾配の1/200を採用することに理由はない。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び追加理由説明書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

1 本件公開請求に係る必要流量計算について

ア 本件請求文書1について

本件報告書の「第Ⅲ編利水計画検討」の「1.5.2『景観』からの必要流量」において、低水時における河川の正常な機能を維持するための御影大橋地点での必要流量につい

て、河床の勾配を現況の 1/500 として計算している。

イ 本件請求文書 2 について

本件報告書の「第Ⅲ編利水計画検討」の「1.5.1『動植物の生息地または生育地の状況』及び『漁業』からの必要流量」において、低水時における河川の機能を正常に維持するための大豆田大橋下流地点での必要流量について、河床の勾配を現況の 1/200 として計算している。

2 不存在決定を行った理由について

河川整備における計画河床勾配は、洪水を安全に流下させるため、河川を一定の区間に区分し、各区間の河川整備における平均的な河床（縦断）勾配のあり方を示したものであり、御影大橋地点は 1/280、大豆田大橋下流地点は 1/440 である。

一方、河川整備の実施にあたっては、平成 17 年 3 月策定の犀川水系河川整備計画に記載されているとおり、環境面への配慮も必要である。現状の河川の瀬や淵が魚類の良好な生息の場を形成していることから、現況の平面形状を尊重して、流下能力が不足する区間について必要な整備を行うこととしている。

また、河川の渇水時（低水時）の流れは局所的な河川の形状に大きく左右されるため、河川管理においても、現状の瀬等を保全し、現況の形状を尊重する必要がある。

このため、環境面に配慮するための維持流量の算定にあたって、現況の河床勾配を採用したものである。

第 5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

(1) 本件請求文書 1 について

本件報告書の「1.5.2『景観』からの必要流量」において、御影大橋地点での必要流量計算に用いる河床の勾配について、計画勾配ではなく、現況の勾配を採用した根拠に関する文書である。

(2) 本件請求文書 2 について

本件報告書「1.5.1『動植物の生息地または生育地の状況』及び『漁業』からの必要流量」において、大豆田大橋下流地点での必要流量計算に用いる河床の勾配について、計画勾配ではなく、現況の勾配を採用した根拠に関する文書である。

3 本件請求文書に対応する公文書の不存在について

本件請求文書1及び2は、いずれも本件報告書において、特定地点における必要流量を検討する時に用いる河床の勾配について、特定地点を含む区間の計画勾配を使用せず、現況の勾配を使用したことの根拠に関する文書の公開を請求するものである。

これに対し、実施機関は、河川整備の実施にあたっては、環境面への配慮が必要であり、現状の河川の瀬等が生物の良好な生息の場を形成していることから、現況の平面形状を尊重するものとしている。また、渇水時の流れは局所的な河川の形状に大きく左右されるものであるため、河川管理においても、現状の瀬等を保全し、現況の形状を尊重する必要がある。このため、河川の正常流量の維持に必要な流量の算定にあたって、現況の河床勾配を採用したと説明している。

実施機関が、このような考え方に基づき本件報告書を業務委託したとしていることから、本件公開請求について、公文書は存在しないとして不存在決定を行ったことは、特段不自然、不合理ではない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件異議申立てにおいて、河川整備計画上の必要流量計算において採用された河床の勾配が不適切であると主張するところ、当審査会はその適否を審議する立場にはなく、本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 19 年 11 月 21 日	○ 諮問を受けた。(諮問案件第 1 2 5 号) ○ 諮問を受けた。(諮問案件第 1 2 7 号)
平成 20 年 1 月 15 日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成 20 年 4 月 2 日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成 22 年 6 月 25 日 (第 197 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 7 月 30 日 (第 199 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 9 月 24 日 (第 201 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 10 月 7 日 (第 202 回審査会)	○事案の審議を行った。
平成 22 年 10 月 22 日 (第 203 回審査会)	○事案の審議を行った。